

農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選について

農業委員会事務局

1 趣旨

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員が、令和2年7月19日で任期満了を迎えることに伴い、委員の改選が行われます。

農業委員は、町が地域の農業者、農業団体等からの候補者の推薦及び公募を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化推進委員は、町内9地区(地区公民館単位)ごとに農業者等からの推薦及び公募を行い、農業委員会が委嘱します。

農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続は、同時に行います。

2 任期及び定数

(1) 農業委員

- ア 任期 令和2年7月20日から令和5年7月19日まで
- イ 定数 13人
- ウ その他
 - ・委員の過半は、認定農業者とする。
 - ・農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者(中立委員)を1人以上含める。
 - ・年齢や性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する(女性や青年の登用促進)。

(2) 農地利用最適化推進委員

- ア 任期 令和2年8月1日から令和5年7月19日まで
- イ 定数 12人
- ウ その他 農業委員会が定める町内9地区(地区公民館単位)ごとに募集

3 スケジュール

- ・2月21日 募集説明会の開催
- ・3月16日～ 募集開始(～4月15日)
募集の状況は、募集の中間及び募集期間終了後に公表
- ・4月下旬 農業委員候補者評価委員会の開催
- ・6月 町議会定例会(農業委員の選任同意について提案)
- ・7月20日 農業委員就任式
農地利用最適化推進委員評価委員会の開催
農業委員会総会の開催(農地利用最適化推進委員の選任同意について提案)
- ・8月1日 農地利用最適化推進委員委嘱式